

# 香川県造林補助事業実施要領

令和5年7月1日

香川県環境森林部森林・林業政策課

## 香川県造林補助事業実施要領

造林事業（以下「事業」という。）の実施については、香川県造林事業補助金交付規程（昭和36年香川県告示第487号。以下「交付規程」という。）によるほか、この要領によるものとする。

### （目的）

第1 森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能を有している。このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的な機能の維持及び増進を図り、もって森林環境の保全に資する。

### （事業区分及び事業内容等）

第2 補助の対象となる事業区分毎の事業内容、事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

#### 1 森林環境保全直接支援事業

本事業は、「香川県造林事業補助金交付規程」（昭和36年香川県告示第487号）以下「交付規程」という。）に規定する森林環境保全直接支援事業を次により実施するものとする。

##### （1）事業内容

###### ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

###### イ 樹下植栽等

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものとする。

（ア）優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。

（イ）天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林

を図るため必要があるときは大苗の植栽) 又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。

ウ 下刈り

植栽により更新した2 齢級以下(複層林においては下層木が5 齢級以下) の林分又はその他の方法により更新した8 齢級以下(複層林においては下層木が8 齢級以下) の林分で行う雑草木の除去とする。

エ 雪起こし

植栽により更新した5 齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8 齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし(オの倒木起こしに該当するものを除く。) とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新した5 齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ 枝打ち

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去

(イ) 12 齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

(ウ) 18 齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了した5 齢級以下(天然林にあつては12 齢級以下) の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰とする。

ク 保育間伐

12 齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm 未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰とする。

ケ 間伐

12 齢級以下(ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。)の林分又は森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5に規定する市町村森林整備計画(以下「市町村森林整備計画」という。)に定められる標準伐期齢(以下「標準伐期齢」という。)に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。

コ 更新伐

18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分(長期育成循環

施業の一環として実施する場合は10 齢級以上の場合に限る。) において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らしとする。

#### サ 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するもの(ただし、(ア)のbについてはこの限りではない。)とする。

##### (ア) 鳥獣害防止施設等整備

###### a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

###### b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設(市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。)の改良とする。

##### (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

##### (ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

##### (エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

#### シ 森林作業道整備

香川県森林作業道作設指針に適合する作業道(以下「森林作業道」という。)の開設、改良及び復旧(暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。)であって、次の全てに該当するものとする。

(ア) ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。

(イ) 第3の(1)【事前計画】(【 】は引用を簡潔に示すものである。以下同じ。)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当で

あると都道府県知事（以下「知事」という。）が認めるもの

（ウ）事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの

（2）事業主体

ア 次のいずれかの者とする

（ア）市町

（イ）森林所有者

（ウ）森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）

（エ）特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）

（オ）森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）

（カ）森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）

（キ）特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号以下「間伐等特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者

（ク）森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）

（3）事業規模等

（1）のアからコまでについては、1施行地の面積が0.1ha以上。

これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 森林経営計画又は特定間伐促進計画に基づいて行う場合は、第4の1【補助金交付申請】に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m<sup>3</sup>以上

イ 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。

（4）補助金額

ア 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

イ 標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めたものとし、標準単価の算定は第4の3【標準単価】によるものとする。

ウ 査定係数は、次のとおりとする。

(ア) 次に該当するもの：180

市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以下「効率的施業区域」という。）又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り

(イ) 次のa～cのいずれかに該当するもの：170

- a 森林経営計画等に基づき行う事業（(ア)に規定する査定係数180で行うものを除く。また、(ア)の施行地における4回以降の下刈りも含む。）
- b 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの
- c 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（（1）ア～コの施業と一体的に実施するものを除く。）

(ウ) 次のa又はbのいずれかに該当するもの：90

- a 人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）
- b 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(ア)及び(イ)のaに該当しないもの

エ 補助率は、交付規程によるものとする。

## 2 特定森林再生事業

本事業は、交付規程に規定する協定（地方公共団体等と森林所有者による協定等であって、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨が定められたものをいう。以下同じ。）に基づいて特定森林再生事業を次により実施するものとする。

### (1) 森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。

#### ア 事業内容

##### (ア) 人工造林

1の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(カ) 除伐

1の(1)のカ【除伐】に準ずる。

(キ) 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ア)～(カ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの(ただし、aの(b)についてはこの限りではない。)とする。

a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)【林床保全整備】に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)【荒廃竹林整備】に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(カ)」と読み替える。

(ク) 森林作業道整備

森林作業道の開設、改良及び復旧であって、次の全てに該当するものとする。

a (ア)～(カ)のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの

b 第3の(1)【事前計画】に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの

c 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの

## イ 事業主体

- (ア) 市町（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有林化した森林で実施する場合に限る。）
- (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

## ウ 事業規模等

アの（ア）～（カ）については、1施行地の面積が0.1ha以上。なお、都道府県、市町が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、第4の1【補助金の交付申請】に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上とする。

## エ 補助金額

- (ア) 補助金額は1の（4）のア【補助金額】に準ずる。
  - (イ) 標準経費は1の（4）のイ【標準経費】に準ずる。
  - (ウ) 査定係数は次のとおりとする。
    - a 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：  
180
    - b その他：90
  - (エ) 補助率は1の（4）のエ【補助率】に準ずる。
- (2) 被害森林整備
- 気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。

## ア 事業内容

- (ア) 人工造林
  - 1の（1）のア【人工造林】に準ずる。
- (イ) 樹下植栽等
  - 1の（1）のイ【樹下植栽等】に準ずる。
- (ウ) 下刈り



1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(カ) 枝打ち

1の(1)のカの(ウ)【枝打ち(18歳級以下)】に準ずる。

(キ) 除伐

1の(1)のキ【除伐】に準ずる。

(ク) 保育間伐

12歳級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰及び搬出集積(被害木を含む。)とする。

(ケ) 更新伐

18歳級以下の林分(長期育成循環施業による場合は10歳級以上の場合に限る。)において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、及び巻枯らしとする。

(コ) 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの(ただし、aの(b)についてはこの限りではない。)とする。

a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)【林床保全整備】に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)【荒廃竹林整備】に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

(サ) 森林作業道整備

(1) のアの(ク)【森林緊急造成の森林作業道整備】に準ずる。(ただし、(1) のアの(ク)において「(ア)～(カ)」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

(シ) 森林保全再生整備

野生鳥獣等の食害等により被害を受けた森林において行う、次のいずれかに該当するものとする。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条の2に基づく協議会(以下「協議会」という。)が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。

a 鳥獣害防止施設の整備等

次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものとする。

(a) 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備(パッチディフェンス、金網等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。)

(b) 既設の鳥獣害防止施設の改良(市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。)

b 鳥獣の誘因捕獲

誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等(給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。)とする。

イ 事業主体

(ア) 市町(自ら所有する森林で実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。)

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者(自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)

(ウ) 森林所有者(地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。)

ウ 事業規模等

アの(ア)～(ケ)については、1施行地の面積が0.1ha以上。

エ 補助金額

(1) のエ【補助金額】に準ずる。(ただし、査定係数は170とする。)

(3) 保全松林緊急保護整備

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行うものとする。

ア 事業区分

(ア) 保全松林健全化整備

「松くい虫被害対策の実施について」(平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知)に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容はイの(ク)【衛生伐】のみとする。

(イ) 松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容はイの(ク)【衛生伐】を除く全てとする。

イ 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(カ) 除伐

1の(1)のカ【除伐】に準ずる。

(キ) 保育間伐

1の(1)のキ【保育間伐】に準ずる。

(ク) 衛生伐

松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木(被害木及び侵入竹を含む。)及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。

(ケ) 更新伐

(2)のアの(ケ)【更新伐】に準ずる。

(コ) 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの(ただし、aの(b)についてはこの限りではない。)とする。

a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。

b 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)【荒廃竹林整備】に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

(サ) 森林作業道整備

(1)のアの(ク)【森林緊急造成の森林作業道整備】に準ずる。(ただし、(1)のアの(ク)において「(ア)～(カ)」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。)

ウ 事業主体

市町、森林所有者、森林組合等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者(ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)民間事業者とする。

エ 事業規模等

イの(ア)～(ケ)については、1施行地の面積が0.1ha以上。

オ 補助金額

(ア) 補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。

(イ) 標準経費は1の(4)のイ【標準経費】に準ずる。

(ウ) 補助率は1の(4)のエ【補助率】に準ずる。

### 3 維持管理

- (1) 1及び2の事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- (2) 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の地方公共団体、森林組合等を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- (3) 知事は、1及び2の事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

(計画の作成)

### 第3 事前計画の作成等

- (1) 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が第2の1【森林環境保全直接支援事業】の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- (3) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された内容を随時とりまとめ、県内における森林環境保全直接支援事業に係る間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

(補助金の交付)

第4 県は、予算の範囲内において、交付規程及び本要領の規定に基づき第2の事業に要する経費について次のとおり事業主体に補助するものとする。

#### 1 補助金交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業主体は、交付規程第3条の規程に基づき原則として事業が完了した後、速やかに知事に対して補助金交付申請書（別記様式1）を提出することにより、補助金の交付申請を行う。なお、森林所有者以外が事業主体である場合には、委託契約書の写し等の権利関係が確認できる書類を併せて添付するものとする。
- (2) 事業主体が補助金の交付申請について、第3者に委任した場合には、委任を受けた者は、知事に対して補助金交付申請書（別記様式2）、施業図（別記様式3）、位置図（施行地の位置を示した5万分の1の地形図又は、これに準ずるもの）に委任状を添付して補助金の交付申請を行う。

#### 2 竣工検査

知事は、交付申請のあったものについて次によるほか、別に定める竣工検査内規

に基づき竣工検査（以下「検査」という。）を行う。

- (1) 検査は、申請の受理後速やかに1施行地ごとに、申請書等に基づき行うものとする。
- (2) 申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、(1)の規定にかかわらず、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。
- (3) 検査の結果、当該検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- (4) (3)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- (5) 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに署名するものとする。
- (6) 検査調書は事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 標準単価

標準単価は次により定める。

- (1) 標準単価の構成因子は、事業内容ごとに表1に掲げる標準単価構成因子を基準とする。
- (2) 標準単価の算定は、事業内容に係る作業のうち国が作業工程を提示したものについては当該作業工程を用いるとともに、国が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
- (3) 第2の1【森林環境保全直接支援事業】の事業内容における間伐、更新伐の標準単価は、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m<sup>3</sup>（森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあつては、200m<sup>3</sup>）を上限として、その数量に応じて定める。
- (4) 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
- (5) 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあつては、これに適用する標準単価を定めることができる。
- (6) 標準単価及び竣工検査内規については、事業主体が事業実施の可否を判断し及び低コスト化を図りつつ事業を適切に実施する上で重要な要素であることから、知事は、

標準単価の算定に用いる作業工程（国が提示するものを除く。）について、実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、標準単価及び竣工検査内規に係る情報をホームページ等で積極的に公開すること。

表1 標準単価構成因子

| 事業内容    | 構成因子                                    |
|---------|---|
| 人工造林    | 地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費      |
| 樹下植栽等   | 地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費 |
| 下刈り     | 雑草木除去費、薬剤代                              |
| 雪起こし    | 倒木起こし費、テープ（縄）代                          |
| 倒木起こし   | 倒木起こし費、テープ（縄）代                          |
| 枝打ち     | 枝葉除去費                                   |
| 除伐      | 不用木除去費、不良木淘汰費                           |
| 保育間伐    | 不用木除去費、不良木淘汰費                           |
| 間伐      | 不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費                     |
| 更新伐     | 支障木等伐倒費、搬出集積費                           |
| 森林作業道整備 | 伐開費、除根費、土工費、工作物設置費                      |

（注）苗木運搬費とは、仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費とは、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

#### 4 補助金の交付決定等

- （1）知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。
- （2）知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

#### 5 補助金の交付にあたって付すべき条件等

知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（第2の2の（1）及び（2）【協定等により実施する特定森林再生事業】の事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行

為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (2) 第2の1【森林環境保全直接支援事業】に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（第2の1の（4）のウの（ア）及び（イ）に掲げる査定係数【査定係数180及び170】が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が第2の1の（4）のウの（ウ）【査定係数90】に掲げる査定係数が適用される場合にあつては第2の1の（4）のウの（ウ）に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- (3) 第2の1【森林環境保全直接支援事業】に掲げる事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（第2の1の（4）のウの（ア）及び（イ）に掲げる査定係数【査定係数180及び170】が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が、第2の1の（4）のウの（ウ）に掲げる査定係数【査定係数90】が適用される場合にあつては第2の1の（4）のウの（ウ）に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差）を返還すること。
- (4) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (5) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (6) (5)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (7) 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 第2の2の（2）のアの（シ）【森林保全再生整備】を行った場合、その行為に対し



て、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

## 6 事業終了前に行う補助金交付申請

- (1) 事業終了前に補助金の交付決定を受けようとする事業主体は、12月10日までに知事に対して補助金交付申請書(別記様式4)に1の(1)に規定する書類を添付して補助金の交付申請を行なう。
- (2) 事業主体が補助金の交付申請を第三者に委任するときは、1の(2)を準用する。
- (3) 知事は、補助金交付申請のあったものについて、これを査定し、かつ、現地調査を行ったのち、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行う。
- (4) 知事は、交付決定に際し、5【補助金の交付にあたって付すべき条件等】に定める条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。
  - ア 補助金の概算払を受けた者は、当該年度の植栽事業を廃止する場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに既に交付を受けた補助金を返還すること。
- (5) 補助金の交付決定を受けた後、概算払を受けようとする事業主体は、1月10日までに知事に対して概算払請求書に概算払請求内訳書(別記様式第5号)を添付して補助金の概算払を請求する。
- (6) 知事は補助金の概算払の請求があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、出来高の補助金相当額の90%を限度として、支払うことができるものとする。
- (7) 事業終了後は、速やかに知事に造林事業実績報告書(別記様式6)を提出する。
- (8) 知事は実績報告書の提出があったときは、2【竣工検査】による竣工検査の結果に基づいて、補助金額の確定を行う。

(その他)

## 第5 その他

- 1 事業主体は、森林法等を遵守し事業の実行にあたること。
- 2 第2の1及び2【森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業】の対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は幡種にあっては、林野庁長官の承認を得るものとする。
- 3 市町長は、造林事業の円滑な実施を図るために、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たって、施行地の森林保険の加入促進に努めるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成13年6月19

日付け13林整保第31号林野庁長官通知)に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

- 6 知事は、別に定めるところにより、事業の成績評定を行うよう努めるものとする。
- 7 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行なわれる調査について、協力するよう努めるものとする。
- 8 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は平成23年9月16日から施行する。
- 2 改正後の香川県造林補助事業実施要領の規定は、平成23年度分以降の補助金について適用し、平成22年度分までの補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度繰越予算であり、かつ、平成23年度中に着手したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は平成24年10月26日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は平成25年2月26日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は平成26年2月12日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は平成26年4月7日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は平成27年2月12日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は平成28年6月1日から施行する。
- 2 平成27年度繰越予算であり、かつ、平成27年度中に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和元年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。